

国立大学法人京都教育大学における公的研究費の不正使用防止対策の基本方針

平成27年5月19日
学 長 裁 定

「国立大学法人京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」第4条第2項に規定する不正使用防止対策の基本方針については、次のとおりとする。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な管理・運営を行う。